

平成二十八年十一月臨時会

平成 28 年 第 4 回

# 菊陽町議会 11 月臨時会会議録

平成 28 年 11 月 30 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

# 第4回菊陽町議会11月臨時会会議録

平成28年11月30日（水）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成28年第4回菊陽町議会11月臨時会)

平成28年11月30日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 発議第3号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第5 発議第4号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 発議第5号 菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	大久保 輝 君	2番	阪 本 俊 浩 君
3番	西 本 友 春 君	4番	那 須 眞 理 子 君
5番	佐々木 理美子 君	6番	中 岡 敏 博 君
7番	吉 本 孝 寿 君	8番	吉 山 哲 也 君
9番	北 山 正 樹 君	10番	坂 本 秀 則 君
11番	石 原 武 義 君	12番	岩 下 和 高 君
13番	大 塚 昇 君	14番	川 俣 鐵 也 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久 美 子 君
17番	甲 斐 榮 治 君	18番	渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	井 手 義 隆 君
教 育 長	赤 峰 洋 次 君	教 育 次 長	徳 淵 盛 也 君
総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君	福 祉 生 活 部 長	佐 藤 清 孝 君
産 業 建 設 部 長 兼 商 工 振 興 課 長	松 本 洋 昭 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 崎 謙 三 君
総 務 部 審 議 員 兼 総 務 課 長	吉 川 義 則 君	総 合 政 策 課 長	阪 本 浩 徳 君
財 政 課 長	東 桂 一 郎 君	税 務 課 長	酒 井 章 彦 君
人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長	高 木 定 伸 君	福 祉 生 活 部 審 議 員 兼 子 育 て 支 援 課 長	宮 本 義 雄 君

健康・保険課長 阪本章三君  
 町民課長 宮川照之君  
 建設課長 小野秀幸君  
 産業建設部審議員兼  
 環境生活課長兼  
 下水道課長  
 学務課長 今村敬士君  
 図書館長 士野公典君  
 矢野信哉君

介護保険課長 市原憲吾君  
 西部支所長 服部誠也君  
 産業建設部審議員兼  
 都市計画課長 大山陽祐君  
 総務課長補佐兼  
 総務法制係長 中島秀樹君  
 生涯学習課長兼  
 中央公民館長 古賀直之君  
 農業委員会事務局長 川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成28年第4回菊陽町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会は、地方自治法第101条第3項の規定に基づき、議員招集請求により招集されたものです。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番中岡敏博君、7番吉本孝寿君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 発議第3号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、発議第3号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

（17番甲斐榮治君「議長」の声あり）

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 動議を出します。

昨日、本日の議題に関する内容も受け取りましたが、11月25日の全員協議会で討論したその議題とは変わっておりますし、その後の経緯についても少しお聞きしたいことがありますので、休憩をして全協を開いていただきたいと思います。

と申しますのは、この本会議でのことは、質疑は3回に限られております。それから、討論は1回のみです。それでは十分な審議ができないというふうに考えます。内容はこの議会の諸規則に関することですので、それについては従来十分全協等で議論を尽くして臨んでおりました。ですから、全員協議会でしかるべく、そんなに時間は、一定の時間で結構ですが、全員協議会でしっかりと議論をして、その結果で本会議で議決をするという流れが適切かと思っておりますので、休憩をして全員協議会を開くことを提案いたします。

○議長（渡邊裕之君） ただいま休憩の動議を出されました。この休憩動議に賛成する方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊裕之君） では、ただいまこの動議に対する、ただいま挙手をいただいたのはこの動議に対する賛成でありますので、この動議は成立をいたしました。

休憩動議を議題として採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定に賛成する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成少数です。よって、ただいまの動議は否決されました。

それでは、この議案は、北山正樹君外4名の議員が提出されたものであります。

提案者を代表して、北山正樹君より趣旨の説明をお願いいたします。

○9番（北山正樹君） 皆様おはようございます。

傍聴人の皆様おはようございます。ようこそいらっしゃいました。

今日は、町議会の私たちの規則を3点提案をいたしました。その経緯の方から説明をしていきたいと、そのように思っております。

まず、本日の臨時会が開かれるいきさつでございますが、先ほど議長が申し上げましたように、地方自治法第101条3項によりまして、私初め外4名の同僚議員の賛同を添えて、直接後藤町長の方へ申し入れたことによります。

折しも明後日の12月2日からは定例会が控えている中で、後藤町長初め行政の皆様には時間の調整のために多大な労力をお願いをいたしました。改めて感謝を申し上げます。

今回提出した3件の議案が、なぜ定例会ではなく本日の臨時会をわざわざ開く必要があると判断した理由は、この3議案いずれも私たち町議会に関する事柄であり、議会の問題解決は議会の発議で行うことがまず必要であると考えたからでございます。明後日から始まる定例会では町長からの提案に基づきますが、そのついでに提出するというのは、我々議員が果たすべき議会の責任を全うするという姿勢に欠けると判断をしたからでございます。また、この3件は、一刻も早く成立をさせる必要があると判断をいたしました。

次に、条例改正案の提出に至るいきさつについてです。なぜ、かような議案を提出しなければならない理由は、昨年6月に坂本秀則議員が本会議出席途中で酒気帯び運転で検挙されたこ

とが発端です。この1年半余りの間に議会が取り組んできたといえ、今後飲酒運転をしたら、発覚したら辞職をするという法的根拠のない申し合わせをただけでした。この間の議会内では、これをもって十分とする者と不十分とする者の対立に終始をしてきたと言えます。坂本秀則議員の辞職を求める声はいまだに根強く、この申し合わせだけでは不十分という意見は町内では多数です。先の区長会での意見交換会でも鋭い御指摘を受けるに至りました。発端は坂本秀則議員の酒気帯び運転の検挙によるものであったものが、今では既に議会への批判、不信の声となっている状況です。

そんな中で、今度は石原武義議員が酒のにおいをして委員会に出てきたという事件が発生をいたしました。そのときの状況は、「石原さん、酒臭いよ。酒飲んできたろう」、「いやいや、飲んでない」、「じゃあ、アルコールチェッカーで酒気帯びでないことを証明してください」、このやりとりを行い、アルコールチェッカーを準備している間に石原議員は役場から出ていってしまった。委員長、議長に無断で退室し、委員会を無断欠席したことは、一般の常識では職場放棄であり、菊陽町議会会議規則にも違反する重大な違反行為です。普通なら、欠席、退席の理由を述べ、退去の許可を受けてから退室するのが常識でしょう。しかも、石原議員は議員ですから、坂本秀則議員の渦中にある中での出来事ですから、無責任な行為とされても仕方がない行為でした。アルコールの数値がどのくらいであったかは、はかることができなかったために不明ではありますが、後日の説明では、午前中に飲酒をしていたこと、自覚がなかったもので、指摘を受けるまで酒のにおい……。

○議長（渡邊裕之君） 北山議員に申し上げます。趣旨の説明をお願いいたします。

○9番（北山正樹君） だから、趣旨の説明をしております。

弁解があったが、理由はともかく、酒のにおいをさせて出勤してくる行為そのものが重大な違反行為です。

なぜもこうしたたがが外れたような事件が続発するのか。この間のこの議会の取組に何かが決定的に欠落していたためと断じざるを得ない状況です。これが私の趣旨です。

町民と語る会、区長会との意見交換会の席上では、町民の皆様から坂本秀則議員の辞職と議会の対応について厳しい御指摘、御意見がございました。議会からの説明は、有権者からの投票で当選した、信任された議員の身分については強制的にやめさせることはできない、これが法で定められているということでした。選挙後1年間はリコールすらできませんというものでした。これは、先の大戦中に、当時は衆議院議員であった斎藤隆夫氏が反戦の立場であったことから、多数をもってよってたかつて除名にしてしまったという苦い経験をもとにしているから。少数意見の尊重は現代民主主義の基本ですから、政治目的で除名、失職にするのは避けなければなりません。がしかし、町民の皆さんから見れば、不祥事の場合は話が違うのではないかと思います。

今回提出する3議案についての基本的なものは、地方自治法に欠陥がある、欠落があるということをお前提にしております。想定外というものかもしれませんが、例として分かりやすく説

明したいと思いますので、鹿児島県の阿久根市を例にして御説明をします。

元市長は、議会を招集せず、専決という手法を用いて独断専行で市を運営し、議会の存在を否定しました。この間議会は、本来の務めであるチェック機能を果たすことができず、結果、同市は大混乱に至ったことは記憶にあるとおりでございます。これを受けて、当時の総務省の大臣は、法の想定外と地方自治法の不備を認めておりました。

地方自治法は完璧ではありません。坂本秀則議員及び石原議員の事例に対し有効な対処を行うように構成されていないことが結果的に判明をいたしました。地方自治法は、菊陽町のような地方自治体の存立する法的根拠であります。こんなにも不備が放置されているのでは、地方の自治体とそこの有権者、住民にとってはたまりません。その地方自治法の第14条には、地方自治体は法令の範囲内で条例を設けることができるとされており、その規定にのっとり、本日の改正案を提出するものです。

具体的には、今後の議会を運営する上で支障が出ないようにするための措置を追加することが中心です。今までの不祥事について、議会の連帯責任、私たち18名の連帯責任を果たすという意味を込めて、最低限必要と判断した3件の議案を提出をいたしました。

議会の信頼は、地方自治の運営上、大きな意味を持ちます。今回提案する議案が信頼回復への全てではありませんが、今回の改正案が町民の皆様へのメッセージとして、二度と我々是不祥事を起こさない、許さないという決意を胸に、我々議員は襟を正し、高い行動規範を通して、住民の皆様方が菊陽町を誇りとする人々が住む町へとその姿を変えていきたいと願っております。

同僚議員の賛同と不祥事の再発防止を期して、提案理由といたします。

では、お手元にあります会議規則の方をとっていただければと思います。発議第3号に入ります。

発議第3号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の提案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由は、地方自治法の不備を補うため、飲酒状態の議員が本会議に出席を禁ずる項目及びその際の措置を定める項目を追加することが必要になり改正をするものでございます。

参考資料の一番最後のページになりますが、新旧対照表を御覧ください。

左側が現行、右側が改正案です。

第11章、現行の方から申し上げます、「辞職及び資格の決定」のところを「辞職並びに辞職勧告及び不信任発議並びに資格の決定」に改めるものです。

第11章「辞職及び資格の決定」のところを「辞職並びに辞職勧告及び不信任発議並びに資格の決定」にかえるものです。

新たに99条の2を追加をし、その括弧書きのところを「議員辞職勧告並びに議長及び副議長不信任の発議」とし、条文の第1項として「議員辞職勧告並びに議長及び副議長不信任の発議



は、理由を付け2名の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。」を追加いたします。

第102条品位の尊重の部分については、第1項に続き、第2項「酒気を帯びた者は、議場に入ることができない。」、3項として「議長は、前2項の規定に違反すると認めるときは、当該入場者に退出を命じなければならない。」、これを追加するものです。

皆様の質疑をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

質疑に対する答弁は自席の方から行ひます。

○議長（渡邊裕之君） これから質疑を行ひます。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 発議第3号について質問をいたします。

1つは、この中に、参考資料のところに、辞職並びに辞職勧告及び不信任発議並びに資格の決定のところで、議員辞職勧告並びに議長及び副議長不信任の発議とありますが、私の今の認識では、議長も副議長も議員の中に含まれるし、今までの会議規則等でも、辞職勧告をこの間、坂本議員のこと例に挙げてあれですけども、やってきていますし、あえてこのようにかえるのは、どこが変わるのかということと、議長や副議長も議員の中に含まれていいのではないかと疑問を感じますが、その点についてどういうふうを考えておられるのか。

それから、酒気を帯びた者は議場に入ることができないというは、もう当然のことなので、今までそういうことがあったということだからこういうふうに出したという提案だと思いますけれども、これは前提として、今まで議会の中でも申し合わせとかはしていますので、私はそれでいいのではないかとこのように思っていますが、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それでは、11章のところですけども、辞職並びに辞職勧告、議長と議員は同じでいいのではないかとこのことですが……

（16番小林久美子君「議員の中に含まれるのではないか」の声あり）

議員の中に含まれるということですよ。正副議長の場合は正副議長職の不信任です。議員の場合は辞職勧告ですので、その辞職勧告というのは議員としてやめなさいということをお前提にしております。議長及び副議長の不信任というのは、議員職は問うておりませんで、その議長職、副議長職の不信任のことについて改めて明記をしたということです。

これは、先ほどの提案理由のときにも述べましたが、地方自治法の中には、その議長及び副議長の任期というのは議員の任期であるということの一文しかございません。昨今のこの地方議会の中で、議長不信任が可決されていても、それに対する法的根拠がないということで議長を続ける、そしてやめる、続けるということでその地方議会が大きな混乱をしたというようなことは皆様方も御存じだと思います。そういうことも一つの地方自治法の欠落部分と僕は思っ

ておりまして、今後菊陽町の中でそのような事態になったときに備えて、あるかどうか分かりませんが、その法の不備が発覚した以上、その法の不備を少なくとも菊陽町議会の会議規則等々で規制をしておくべきことではないかということで発議をいたしました。

102条のお尋ねがございました。102条の方で、確かに第1項で品位を損なうような者は入場することができないと——ごめんなさい。議員は議会の品位を重んじなければいけないというところがあって、そここのところで本来は足る話です、確かに。それはもう御指摘のとおりです。私も、このことを出すことにもう大概悩みました。改めて酒気を帯びた者ということを出すことにどういう意味があるのかと思いましたが、結果としてですが、数年間の間、酒気を帯びた者というのをこの議場に入れていた事実があった。その反省に立って、改めてここを明記をして、二度とこういう者を議場に入れないということの決意を示すということの一つの提案の理由にしております。

第3項のことも申し上げますか。第3項のことは問われてなかったかもしれませんが、議長は入場者に退場を命じなければならないとして、議長に対しても酒気を帯びて来た者に対する措置を明確にし、結果的にこの議場の中の品位を保つという全体的な流れを規定したものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか地方自治法の法の不備というところかなり大きな問題だと思うんですけど、私自身は、議長・副議長は議員の任期であるということで今までもやってきていますし、当面それで何も不都合がないのではないかというふうに思っています。

それから、酒気を帯びた者は議場に入ることができないというのは、この会議規則に改めて明記しなくとも、十分今までの申し合わせとかそういうことで、これはもう議員の品格とかそういうことからしても、それが前提になってるというふうに私自身は思うんですけども、その点ではどうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） まず、11章の方で、不都合がなかったというようなことは、たまたま今までで正副議長の不信任ということが発議されていなかったために何事もなかったと。先ほども、分かっていたかと思う、僕が提出した気持ちは、地方自治法に不備がある、あるいは規則その他で定められていなかったために、その後に出てきた事態に対しては、今回のことのように町議会の中できちっとした対応ができなかった。その後の展開は混乱をするということですが、この1年半私たちは経験をしてきたことを踏まえて、今後何が起こるか分からないけれども、そういう不備が発見されて、さらにそのことでもって混乱があると、可能性があると思ったものについては、あらかじめその法の不備を防いでおくのが正しい道ではないかと思ったことが私の提案理由の一つです。

酒気を帯びた者は議場に入ることができないということを改めて書かなくても、申し合わせ

でいいのではないかということは、確かに申し合わせでいいのかもしれませんが、それを守れば。でも、申し合わせは、普通の町民の皆さんはそれを見ることができませんし、気づくこともありません。これを会議規則等、そういう条例等、そういったものにきちっと載せることによって、どなたでもこの例規を確認をする、その中で菊陽町の実情、議会の実情です、そういうものを見て、決してこんなことがあってはならんという思いを、我々議員が常に実態をさらすことによって、逆説的なことですが、その問題をさらすことによって問題の再発を今後防いでいく、その決意を町民の皆さん方に示していくという意味で会議規則の方に載せることを提案をいたしました。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 先ほど動議の提案をいたしました。何せ本会議では3回しか質疑ができないということで、ちょっと不便を感じておりますけれども。

まず1つは、今北山議員は、坂本議員の件あるいは石原議員のその事件が背景にあるとおっしゃいましたが、それからその町の、町民の信頼を取り戻すというのが動機だというふうにおっしゃいましたけれども、それはそれで分かりますが、なぜそれが議長・副議長の解職規定といますか、不信任決議といますか、そこにつながってくるのかが理解できないのが1つですね。その辺はどうつながっておるのかを説明いただきたい。

それから、今小林議員も質問されましたが、地方自治法の穴とか地方自治法の不備とかおっしゃいますが、これは、地方自治法というのは国会で決まるもので、我々がどうにもできないものであります。しかも上位法ですね、我々が決める条例とかそういったものに対する上位法になります。上位法について不備があるから、それをその条例でというふうなことには私はならないと思うんですけれども、その辺に対する北山議員の考え方、上位法に対する考え方をお聞きしたいというふうに思います。

それからもう一点は、発端の説明だというふうに私は理解しました、飲酒事件ですかね。発端の問題として理解をしましたが、往々にしてターゲットに、具体的な人がターゲットになる場合があり得る、危険性があるということですね。それではないというふうに信じたいんですけれども、やはり何か事件があつて、それを防ぐために法令その他を整備するということになりますと、それはやはり、そのときの気持ちは気持ちとしてありますね、不正を許さんとか、ありますが、法として整理する場合には、それなりの冷静さが必要であるというふうに考えます。あくまでも上位法との関係とか、日本は法治国家ですから、他の法令との関係がどうなるかとか、そういう冷静な判断が必要になると思いますけれども、その辺については北山議員はどうお考えか、まず3点、お聞きしたい。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） まず1点ですが、正副議長の不信任がなぜ出てきたかということですね。

直接坂本議員とはこの件については関係ございません。再三小林議員からの質疑でお答えしているとおり、地方自治法では、その解職決議、不信任決議の取扱いについての処置は何ら定められていない、法の不備ということを理由に申し上げております。

次に、その上位法との関連ということでした。地方自治法は確かに国の法律です。国はその国全体の法律を掲げますよね。ですから、地方地方の実情においては、国は国全体のことを考えて法律上に落とししていくということにはかなりの、日本全国、いろんなところで同じようなことが起こればそれに応じて変更していきますけれども、ある地方に特定の内容については、国の法律というのは、環境基準であるとかそういったことも含めてですけれども、国の法律はなかなかそこについては変更がありません。ですから、そういうときのために、地方は条例を設けて、場合によっては上乗せ規制あるいは横出し規制ということで条例の制定を認めているということが実態としてありますので、このことを掲げることによって、上位法、つまり地方自治法を無視するということには当たりません。逆に、地方自治法では対処できない問題がこの菊陽町にあるということで、条例なり会議規則の変更ということを申し上げた。

第3番目に、ターゲットになるという話がありましたね。ターゲットにするということじゃないですけれども、しかし我々、この1年半の間でこの議会は大変混乱をしてきたと思っております。町民の皆さんからも、この問題について、議会は何もしないのか、何もできないのかという投げかけをずっと私たちは受けてまいりました。この問題解決のために、ターゲットを定めてもらおうとするのではなく、この菊陽町の混乱を今後も避けていかなければならない、早く収束をして、次の、本来私たちがやるべき行政のチェックあるいは町民の皆さん方が望んでいる物事を捉えて行政の皆さんの方に政策提言をしていくという本来の仕事に戻るべきだと、そのように考えておりました、一刻も早く議会としての結論を出すべきだというのが今回の提出した理由でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

吉山哲也君。

○8番（吉山哲也君） 今までいろんな質疑出ておりますが、多少重複する部分もあるかと思えますけれども、2点ほど北山議員の方に質問をしたいと思えます。

1点目が、まず今の答弁の方で言われました法の不備がある場合、そこを、地方自治体条例等、それで上乗せをするというふうな表現をされたかと思えます。それは、法律の範囲内において条例制定する権限というのは地方自治体も持っていると思えますが、上乗せという表現だと、法律の範囲内を越える、範囲外であるというふうにとられる場合もありますので、その表現はいかがなものかという点。

もう一つは、この会議規則の改正案として上程されておりますけれども、その目的論的にいきますと、こういう酒気帯びとかそういうのを規定されて、早急なその議会としての解決を図りたいというふうなことも言われましたけれども、一時的なその目的のために、こういう条例、規則なりを簡単に、この公の機関である議会がそう簡単に訂正していいものか、改正していい

ものか、その辺で少し疑問を持っております。

そういうところから、この目的に沿ったという改正文、案にしましても、将来的にこれが一番、今現在、一時的には解決をするかもしれません、仮に成立したとしたら。しかし、将来的にはこれが禍根を残すものであるのかなというふうな部分を考えますので、その辺について北山議員のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 先ほど甲斐議員の質問の中に、条例の制定することについて、私が上乘せ、横出しというのもあるという、そういう意味です、そのことについては。

この11章の辞職勧告というのは、先ほどの小林議員の質問にありましており、私たちはこの議会の中で辞職勧告をしているとおりでありますし、不信任発議というのは、菊陽町議会ではありませんが、ほかの自治体では議長に対して不信任発議がされていて、可決もされているということがありますので、別にこの11章のこの文言をかえた、もしくは99の2条を入れたことによって、地方自治法の規定を乗り越えていることではありません。今の地方自治法の範囲内です。ですので、その言葉の範囲を超えるのはいかなものかということですが、そのことは当たらないと認識しております。

また、一時的に問題解決ができるために、こういう会議規則等をかえることに対する何か御心配のような御質問だったと思いますが、一時的であれ何であれ、今回のような不祥事の問題に供することができるのであれば町民の皆さん方は賛同していただけるものと思って提案をいたしました。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 去る11月25日の全員協議会で、北山議員の提案については一応全議員で議論しております。そのときに副町長が来られたのはちょっと私はびっくりいたしました。恐らくこの会議規則とか委員会条例とか、あるいは倫理条例とかについては違法性の問題がありますので、これが仮に多数決によって議決をされた場合に行政としてはどうするかというふうな、そういうことをおっしゃられに来られたのかなと思って黙って見過ごしておりました。

聞くところによりますと、役場の、これは誰かちょっとよく分かりませんが、職員の中にも、この件について、提案の中身についてあれこれ言うことは議会に対する介入になるので、結果が出た後のことについて言うことはできるけれども、今この出されてる内容の云々することは介入であるというふうに考えるという、そういうことをおっしゃった方がいらっしゃるということも聞いております。私は、そのとおりだろうと思うんですが、ところが副町長は、この北山議員が出された案文、これに対して対案みたいなものまで持ってきておられました。この3つありますけども、それぞれ条文まで、条文の参考意見とおっしゃいましたけども、条文まで書いてらっしゃった。これは、副町長に聞いてるんじゃないやありませんよ、これは北山議員に今から聞いてるんですから。これは、私は議会に対する介入のおそれがあるというふ

うに判断をいたしております。

ところが、25日に北山議員が出された案文、それから昨日私たちが手にしたこの正式なとい  
いますか、本日の上程案ですけれども、ほぼ副町長が示されたような、そういう案文になって  
おると。これは、私は、二元代表制の地方自治の中で果たして妥当なことかどうか。北山議員  
は、話し合っているなと思ったからそういうふうにしたとおっしゃるかもしれませんがけれど  
も、やっぱり議員たるものは、そういった行政、執行部と、それから議会と、そういった立場  
についてはやはり厳正に考えなくてはいけないというふうに考えます。

案文が変わっておりますから、質問は何かと申しますと、その経緯について、一番最初に、  
25日に提示された北山議員の案文から今日のこの案文に変わってる、その経緯についてお聞き  
をしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 経緯ということですが、まず副町長が見えて、25日の全協のときで  
すね、なぜそうなったかといういきさつを、それでは私の方から。

私の友人のほかの自治体の議員から、議員提案をするときには、条例を提案するときには、  
それが最終的には長が公示をすると、告示をすると。ですから、行政の方、長の方が認めても  
らわなければ、議会が幾ら議決をしたとしても意味がないので、一回行政の方に目を通しても  
らうべきではないですかと、私がそういうアドバイスを受けたことで、議会事務局の方にはそ  
のことを申し上げたら、それはされた方がよろしいですということで、その後、行政側の方に  
出席をしていただいて、私が出した議案に対して、今回の改正案に対して、法律上何ら瑕疵が  
あるものかどうかということについて御意見をいただくということで来ていただいたというの  
が本来の流れになっております。

私自身も、この文言をつくる過程において、自分ではなかなか分からないことがありました  
もんですから、総務課の方の法制係の方にお尋ねをして、こういう条文はどうだ、こういう文  
はどうだということで御相談をさせていただいたということは事実でございます。

議会に対する介入ということですけど、ちょっとその意味がよく分かりません、私は。私  
たちは、議会のこの提出するものというのは、じゃあ議会だけで全てやらなければいけないと  
いうこともよく、何かその辺の、その根拠がよく分からないんですよ。要するに、提案するも  
のが行政側に認めていただけるかどうかということも踏まえて、事前協議というのは僕はあつ  
てもよろしいんじゃないかなと、別にそこが介入介入というほどの問題はないと、私はそう判  
断しておりました。その背景は、私たちがせっかく条例を可決したとしても、長の方からこれ  
は不備があるとして突き返されてしまうということをややはり恐れたということも背景の一つで  
はあります。

最終的にこの文面が、副町長の方から、行政側の方から提示されたもの変わった。今回提  
出する議案の中、3つありますので、その中で、変わったものも変わらないものも、あるいは  
合体したようなものもございます。それは、賛同議員にその全協の後残っていただきまして、

皆様方に協議をしていただいて、どちらの文章がよろしいかということを経済した結果、私の文章よりも、行政側の提出された文書の方が文案としてすぐれているというような評価でございましたので、皆さんの賛同をいただいて変更したということでございます。これは私は、介入には当たらず、議案が発議をして提出をした、そのように考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

（9番北山正樹君「え、3回終わった」の声あり）

3回されましたか。次3回目です。

（17番甲斐榮治君「まだ2回目が終わっただけ」の声あり）

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） というふうに北山議員はおっしゃいましたけれども、これは感覚の違いと言ってしまえばそれでおしまいなんですけど、普通、こういう大事な規則について対案を持ってくると、行政側が、それはない、全くあり得ないことじゃないかもしれませんが、先ほどから申し上げておりますように、この会議規則とか倫理条例とか、あるいは委員会条例というのは議会に関することであります。ですから、先ほども動議でもう少し詳しく議論をしたい。何もこれを潰すために議論するんじゃないで、やはりつくるならば、正確なもの、冷静なもの、ずっとこれから先にもたえるもの、そういったものを準備するために、議員でしっかり議論をして、そしてその中で、ほかの議員も含めて、いや、これはちょっとやっぱり一回行政の意見を聞いてみたらどうかという意見になって、そりゃ副町長から聞いてみようかということに全員協議会等であったとしたら、それはそれで納得がいきますけれども、ただあくまでもこれは北山議員の個人的な判断でいかれたわけですよ。しかも、条文の対案みたいなものまで用意されてきているということは、私はやはり介入の危険性があるというふうに考えますが、再度その辺についてお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 個人的に出してませんよ、賛同議員がほかにおりますので。その何をもって個人的と言っているのか分からないですよ。何か不思議ですね。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 先ほど2回質問しましたので、最後なんですけれども、1つは、私はやっぱりひっかかるのは、この地方自治法の法の不備というところがひっかかるんですけども、この規則を変えないと、議長や副議長の不信任案は、今のそれこそ地方自治法の範囲内で私は提出できるんじゃないかと、動議とかを出せば、議長不信任ということを出せると思うので、あえて要らないんじゃないかというふうに思ってるんですけど、出せないんですか。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今までもこの会議規則14条でこれはできますということは、先日来、副町長が来られたときにそういう説明でございましたよね。ですから、14条は、ただ発議権ということをごとてうたっておりまして、その内容のことについては、14条そのものはそこには

載っていない。今回私が出したのは、やはり一つ一つの議決、一つ一つの発議、一つ一つの議事についての明確性というものをやはり載せた方がしっかりとした会議の運営につながっていくということを考えたことによります。

ですから、先ほど委員会条例、次あると思いますが、その中でもその「秩序を乱す者」という言葉でくくりになっておりますが、その内容について何なのかということが書いてないために、その場その場で判断が遅れる、そういうことを避けるために、やはりこういう規則であるとか、法律上もそうでしょうけども、刑罰なんかもそうですけども、やはり事細かにそういった事例を並べてそれを規制していくというのはそういう理由だと思いますので、その考え方によって、より明確な項目を上げていった方が会議規則としてはより完成された姿になると、そのように思って提出をしております。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 発議第3号に反対の立場で討論をします。

今やりとりをしましたけれども、私はやはり、地方自治法で議長・副議長の任期、大体4年、議員の任期というふうに定めてあって、北山議員の説明では、ある地方の特定の場合、地方が条例を設けてやるのが明確になるんじゃないかということでしたけれども、ある地方の特定の場合といっても、議長や副議長は各地方議会に、これは余り変わらないと思うんですよ。この菊陽町だけが何か議長や副議長が特別ということでもないもので、私は、今の法律や規則の範囲内で、例えば議長や副議長がふさわしくないと考えたときは、不信任案の動議を議員からも出せるし、これで対応できるのではないかというふうに思っています。

明確にしていった方がいいという部分と、やはり地方自治法の精神にのっとってやりながら、どうしてもそこがうまくいかない場合は、私たち自身ももっと考えて、研究していかないといけないということは十分分かるんですけれども、今の段階で、あえてこの第11章の中身をこういうふうに変えないといけないという根拠が私にはちょっと納得できないので、反対とします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 賛成討論の方。

岩下和高君。

○12番（岩下和高君） 発議第3号菊陽町議会会議規則の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

先月10月24日、議会と区長会との意見交換会がありました。私は、議会運営委員長の立場で



司会進行をいたしました。そのときの意見は、議会議員の行動に対する批判と議会全体としての対応に対する批判ではなかったらうかと思っております。

その中で、飲酒運転で検挙され辞職勧告を受けた議員をなぜやめさせられないのかという意見がありました。その議会側の答えは区長様方には十分に納得していただけなかったと思っております。また、私ども議会議員が発言すれば発言するほど区長さん方からの信頼を失っていくという気持ちになったのは私だけではないと思っております。

現在、2人の議会議員が飲酒で不祥事を起こしております。町民の議会への信頼はなくなっているのではないのでしょうか。信頼を失った議会は議会ではありません。菊陽町議会議員は、今こそ町民からの信頼の回復に努めなければならないと思っております。

今回の会議規則の一部改正は、議会、議員を厳しく律するものであり、議会が町民からの信頼を回復する第一歩だと考えます。

以上の理由から賛成するものでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

吉山哲也君。

○8番（吉山哲也君） 私は、反対の立場で討論をいたしたいと思えます。

先ほど質疑もいたしましたけども、ちょっとまだまだ納得できない部分もあります。

私は、反対の立場ということで2点申し上げたいと思えます。

まず、改正案の98条の2、発議についてですけれども、これは現会議規則14条議案の提出で規定されておりますので、不要ではないのかと、こういう必要性の観点から考えております。

また、改正案の102条第2項、酒気帯びによる部分ですけれども、この部分は、会議規則の102条にも品位の尊重というような規定があるんですけれども、このあたりとの整合性を考えていくと、先ほども申し上げましたけども、選挙で選ばれた自分たち議員、町議会、この機関がこういう酒気帯びというような状況について改めて規定をする必要があるのかなど。これは議会議員に限らず、一般人の方々でも当然の倫理上の問題でありますし、道交法の問題でもありますので、改めての規定についても少し将来的な不安も残るし、議会としての今後について不安も残っております。

また、102条第3項は、これは議長の退出命令ということの内容ですけれども、これにつきましても、現会議規則109条で議長の秩序保持権というような内容であります。それでカバーできるというふうに考えますので、以上のような3項目について、会議規則の改正案については私は反対の立場で討論をいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論はありませんか。

阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

特に第102条につきましては、議員は議会の品位を重んじなければならないということで、本来ならばこれで十分かと思えます。しかしながら、酒気に関する不祥事がありました。酒気を帯びた者は議場に入ることができないというのは当然なことだと思います。また逆に、品位を重んじなければならないならば、自分自身が思っているならば、酒気を帯びて議場に入ることなどあり得ないと思います。

今まで何度も見過ごされてきた問題だと先輩議員からもお聞きしております。この2項を追加するのは当然なことだと思います。

私の賛成討論といたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 私は、この発議第3号につきまして反対の立場で討論をさせていただきます。

この間、議案が出された間、私も法律と照らし合わせるという作業をしてみました、なかなか、専門家ではございませんので、専門家の御意見を参考にいたしました。なかなか、その専門家の方にも1時間ほどお話をさせていただきましたが、これは合法であるか違法であるかということは即時判断はできないというお答えでございました。そういった中で、我々議会がこれを決するのはどうなのかというふうに考えるところでございます。

また、その一つとして、「酒気を帯びた者は」という文言がございますが、この言葉が非常に曖昧であるというアドバイスもいただきました。明確な基準値を設けて、それでいくなればということでございましたので、この文言に対しては非常に違和感があるということをおっしゃいました。

当然賛成討論をされた方々は当然だというふうには思いますけども、やはり法治国家のもとで私どもは動いております。菊陽町議会も当然でございます。そういった中で、法に照らし合わせるならばというところで、もう少し議会として皆さんで協議をする必要があるというふうに思いますので、反対ということでさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議員辞職勧告並びに議長及び副議長の不信任の発議は、地方自治法第112条、議員の議案提出件の規定によるものを除くほか、議員が提出するに当たっては2人以上の者の賛同がなければならないとの会議規則第14条により、現在でも議員辞職勧告決議案は出されているとの声があります。現在、全国的に議員や議長等の不祥事で議会が紛糾しているところは枚挙にいとまがない状況です。よって、この項目を追加、修正し、あえて明確化したもので、問題はないと思っております。

また、品位の尊重に議員の酒気帯びの項目を追加したのは、本来は議員は議会に品位を重んじなければならないで十分ですが、今までもこの問題が見過ごされていた現状が酒気帯びでの検挙や先般の委員会での酒気帯び問題となっていますので、菊陽町議会の恥をさらす結果となりますが、戒めも含めて追加したもので、問題はないと考えております。本来は、こんなことはしなくても、現行の会議規則の中でも、議員が自らを処すことができれば必要ありませんが、自らを処すことができない議員がいるから変更をせざるを得ません。

各議員の賛同をお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 私は、提案に対して反対の立場で討論をいたします。

賛成討論の方も申されましたが、飲酒によるいろんな事件、これはもう議員としてはやっぱり厳に慎まなくてはいけないというのは、もうこれは共通理解だというふうに思います。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、それを法制化する際には、いろんなことを考えて、総合的に判断して、冷静に条文等も考えなくちゃいけないというふうに考えるものです。

それはそれでいいんですけれども、この議長・副議長の不信任案というのを書かなくちゃいけないというところにどうしてもひっかかります、私副議長でございますので。なぜ今これがここに出てくるのか、今賛成討論を聞いておりましたも、飲酒の件は分かりますけれども、品位の問題とかなんとかも言われましたが、私は別に品位がどうのこうのというふうには自分では思っておりませんけれども、今出てきてみると、何でだろうというのが正直な疑問ですね。

ただ、西本議員から今ありましたけれども、議長・副議長、正副議長のその解職あるいは不信任案その他について、これは将来的には民主主義上必要ではないかというふうには私も考えております。地方自治法上は4年ということが明記されておりますけれども、将来的には、やはり議長・副議長に不祥事があったときにそれを解任できるということは、これは民主主義の手続上、将来的にあり得ることじゃないかというふうには思いますが、現行法ではそれは規定されておられません。

会議規則に、議長、副議長の不信任議決を規定する必要はないというふうに昭和24年2月3日の行政実例で示されております。この行政実例というのは、上級官庁、御存じだと思いますけれども、そこに問い合わせをして、そしてその自治体がいろんなことを執行するときはその参考にする、しかもそれは縛る、地方自治体の行為を縛る、そういう性質を持つものが行政実例ですけれども、明確に規定する必要はなくというのがまずあります。それからもう一つ、仮に規定すれば違法である、はっきり書いてあります。仮に規定すれば違法であるから、これに基づく議決は再議の対象になると。今日仮にこれが通りましたも、再議の対象に町長がされるかどうか、その辺はまた町長の判断でしょうけれども、違法というふうにはっきり書いてござい

ます。これは、行政実例（昭和26年1月1日）ですね。それ以後、これが変わったということ  
は聞いておりませんので、また調べもそこまではいきませんでした、そういうふうに規定を  
されております。

正副議長の不信任決議については、現在の会議規則、この第14条1項・2項の規定で十分で  
あります。つまり2人賛同する者がおれば、発議として正副議長の不信任を提出できると。提  
出して可決されても、現行法では議長・副議長はやめなくてはならないというふうにはなりま  
せんけれども、そういうふうに規定がされております。現行法で十分であるということす  
ね。

それから、これが仮に可決をされても、百歩譲って、何でも法令の場合には実行されたとき  
に違法性の問題が出てきますので、それはそれでまた別途のことがあるのかと思えますけれ  
ども、蛇足と言わざるを得ないと、この提案された条文というのは、なくていいと、余分なこ  
とだということですね。

最後に申し上げますけれども、なぜこの時期にこの規定が持ち出されてきたのか。何か飲酒  
事件と関連して言われてるような気がしてなりません、議長も副議長も現在の法令の許す範  
囲において対処をしております。それを越えた対処はできませんというだけです。ちまたに  
は、何か議長・副議長がその当該議員をかばってるみたいなことが言われてるような気がし  
ますが、そういうことはありませんので。要するに私たちとしては、現在の法令の範囲ででき  
ることを目いっぱいやったと、こういうことを申し上げて、いずれこのことはどういうふうな結  
末になるか分かりませんが、違法でありますので、この規定は、それは司法の判断に私は託し  
たいと思っております。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 私は、発議第3号に賛成の立場で討論をいたします。

今お話がありました行政実例に基づいてというところで、法に拘束され、違法であるという  
お話がございましたけれども、行政実例というものは、私が調べさせていただいたところによ  
りますと、これは意見の表明であって、解釈の一つであります。よって、行政実例といえども、  
過去には、この行政実例に基づいた事務であっても違法とされる判例が出ていることもござい  
ます。こういった点からも、この違法であるかどうかはこれは解釈の問題でありますので、こ  
こで私は断言するものではないというふうに考えております。

この今回の発議第3号におきましては、2つの件について、1つは不備というお話がありま  
したが、不備というか、私は不明確なものを明確にするべきというところでこのような会議規  
則をつくってあるというふうに考えております。また、品位の尊重というところにおきまし  
て、酒気を帯びた者という部分において、私も、これは申し合わせもありますし、あえてこの  
ようなことを書く、追加しなければならないというところにはその背景があるわけでありま

から、その背景に基づいて、このように明文化するべきものを私はするべきというふうを考えております。

以上をもちまして第3号の発議に賛同、賛成をするものでございます。議員各位の賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10分間。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時8分

再開 午前11時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 発議第4号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、発議第4号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、北山正樹君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、北山正樹君より趣旨の説明をお願いします。

○9番（北山正樹君） それでは、発議第4号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由は、地方自治法の不備を補うため、飲酒状態の議員が委員会に出席を禁ずる項目及びその際の措置を定める項目を追加することが必要になり、改正をするものです。

最後のページを御覧ください。

新旧対照表になります。左側が現行、右側が改正後です。

秩序保持に関する措置、第20条のところの第2項の次に第3項を追加いたします。内容は、「酒気などを帯びて委員会に出席しようとする委員があるときは、委員長は当該委員に退出を命じなければならない。」。現在ある3項を4項にずらすものです。

皆様方の慎重な審議の上、御賛同をよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いま

す。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉山哲也君。

○8番（吉山哲也君） 北山議員に質問をいたします。

その20条、追加の3項、これの「酒気などを帯びて」、「酒気など」といいますと、この解釈についてはいかに解釈すればいいのかお伺いします。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） この「など」についてですが、先日の全員協議会の中でも私が説明したとおり、酒気以外に、例えばですが、薬物あるいはその精神に多少の影響があるようなものを摂取した状態ということが、起こらないとは思いますが、「酒気」という文言を入れますので、委員会は、この本会議とは違いまして、小さな人数で行いますので、少し気が緩む、先般の事例もありますので、そういうことがあってはいけないと思いまして、今後起こるであろう、正常な状態で委員会審議、つまり議員としての仕事ができない状態を、そういうものを摂取してきた議員に対しては委員長は退室を命じなければいけないという意味で「など」をつけたものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 発議第4号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

提案理由では、地方自治法の不備を補うため、飲酒状態の議員が委員会の出席を禁じる項目というふうにあるんですけども、私自身は、菊陽町議会が、この間の経過はもう十分分かっています。飲酒等して委員会に来るというのを、来ないというのは当然の前提としているというふうに思いますので、この地方自治法の不備を補うというところがやはりちょっと問題ではないかというふうに思っています。ですから、この条例の制定については賛成できません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 私も反対の立場で討論をいたします。

酒気帯びの件ですけれども、委員長にその議場を整理する権限はありますので、その範囲内で十分であると思います。条例にわざわざ書き込むべき事項ではないというふうに判断をいたします。申し合わせ事項相当ではないかと、この件は。

以上をもって反対といたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

吉山哲也君。

○8番（吉山哲也君） 1点だけ、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほども質疑の方で行いましたが、この「酒気など」というこの文言ですけれども、こういう条文において「など」という表現を加えておきますと、その文言から類推できる部分あるいは拡張できる部分というのが大きく広がっていく懸念も覚えますので、この文言はいかがなものかという立場からこの改正に対しては反対の立場で討論をいたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 私は、菊陽町議会委員会条例の一部の改正について賛成の立場で討論をいたします。

改正の内容は、酒気を帯びた議員が委員会に出席しようとするときは委員長が退場を命じるというものです。なぜこのような改正が必要なのか。それは菊陽町議会には酒気を帯びて出席する議員がいるからです。私は、委員会条例に酒気を帯びた議員が委員会に出席しようとするときは委員長が退場を命ずるといような規定をしているところがあるかどうか調べてみました。大津町、合志市、菊池市にはありません。しかし、菊陽町議会には酒気帯び状態で委員会に出てくる議員がいるからこのようなことを決めなければいけないと思っております。

私としましては、この賛成討論についてはすごく考えました。しかし、ある町民の方が菊陽町に住んでいるというのが恥ずかしいと言われたのを聞いたことがあります。議員として本当に申し訳ないという気持ちでいっぱいでした。この条例改正に賛成したのは、議員のあり方を考え、新たな再出発をするようにと思ったからです。そして、将来、今回改正した部分を削除できる期待を込めて、賛成討論といたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第5号 菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、発議第5号菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、北山正樹君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、北山正樹君より趣旨の説明をお願いします。

○9番（北山正樹君） 本日3番目の議案になります。

発議第5号菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを説明をいたします。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由として、倫理基準に、議員により高い行動規範義務を負うこと、あわせて品位と名誉を損なうような行為についてを明文化し、違反の際の措置を講ずる項目を追加、その際の被請求議員の責務と当議会の判断を示し得る条文を追加するものでございます。

参考資料のあとの新旧対照表に基づいて説明をしたいと思います。

同じように、左側が現行、右側が改正案でございます。

第4条政治倫理基準の中に、第1項「議員は、常に、町民全体の代表者として、率先してより高い行動規範を守る義務を負う。」、2項「議員は、常に、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為をしてはならない。」を追加し、1項から6項までを2項ずつずらすものです。

第15条の「議会の措置」についてですけれども、これを「被請求議員の責務及び議会の措置」に改め、15条の1項はそのまま、そして次のページの第16条、左側にある第16条の文言をそのまま15条の第2項に移し、そして第3項に、左側の現行の方は「必要な措置を講ずるもの」とするだけですが、その講ずるものは、何をもって講ずるものかという明快な規定がございませんので、その部分を「講ずるものとして、地方自治法第134条及び135条の趣旨を尊重し、これを適用するものとする。」に改めるものでございます。

現在の17条は、16条がなくなったことにより16条に変更し、附則第2条第1項及び第2項は、その変更に伴って項数の表示を変更したものでございます。

皆様方の質疑をいただきまして成立を図りたいと思います。よろしく願いいたします。

ごめんなさい。なお、先ほど来ずっと忘れておりましたが、1ページに戻っていただきまして、一番最後、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 発議第5号について質問いたします。



1つは、「議員は、常に、町民全体の代表者として、率先してより高い行動規範を守る義務を負う」というのは私も賛成します。2つ目の、2の「議員は常にその品位及び名誉を損なうような行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為をしてはならない」とあるんですけども、この一切の行為というのが、疑惑を持たれるおそれのある一切の行為というのは、その立場立場によって解釈が一致できない、このままではちょっと一致できないのではないかというふうに思います。

ほかの市町村では、例えばこの政治倫理条例は、議会だけではなくて、首長と議員あわせた政治倫理条例とか設置しているところがありますし、第三者機関などでその内容を検討してる、これは皆さん御案内のとおりだと思うんですけども、菊陽町の場合は、議員だけの政治倫理条例ですし、また第三者機関が入るといってもありません。議員が自分たちで政治倫理に反してるかどうかというのを検討するということなので、ちょっとこの辺は、やっぱり第三者が入らない場合に、議員自身が疑惑を持たれるおそれのある一切の行為というところで、やはり解釈の、結構やっぱりちょっと漠然としてるといえるか、解釈が、いろいろその人によって解釈ができるのではないかということで、ここはどういうふうに考えておられるのか質問をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） この第4条に第1項、第2項、今の質問は第2項の質問ですけども、要するに一切の、政治倫理条例のこの問題の、実際上の議会の中の取扱いというところでいけば、まずある議員が倫理違反行為をした、その事実に対して、別の議員が2名の連署とともに政治倫理委員会の設置を求める請求を行って、そしてその結果、9名の政治倫理委員会がこの菊陽町議会の中で設置をされて、その中で当該議員の行為について倫理違反あるかどうかということを審議した上でどうするかということが最終的な決断、判断になる、そういうことです。ですから、1人の議員が政治違反だといってその当該議員を糾弾できることを許すという内容ではございません。

また、その一切の行為ということで、漠然としているというような御指摘でございますが、この本来の第1項、私の案ではもう第3項第4号というところですけども、これは、言ってみれば個別規制という考え方ですよ。ですから、その条項にあることについては倫理違反を問うことが可能ですけれども、ここに載せられていないことが起きたときには、やはり条例上の不備という形になって、その倫理違反を問えないということになってしまいます。

何回も申し上げますが、今回、この1年半にわたって菊陽町議会が混乱した1つは、制度的な問題で議会が何もできなかった、そのことに対して町民の皆さんからいろんな御意見をいただいた、そのことに対しての私の一つの処方箋としてこれを出したということでございます。

包括規制というのは、言ってみれば、道路交通法で言うならば安全運転義務違反みたいなものです。安全運転義務違反というのはどういうものかという、事故を起こしてしまった場合にはもうほとんどその安全運転義務違反に問われます。要するに、違反行為という個別のこと

ではなくて、運転するときは安全に注意しなさいというのがこの安全運転義務違反という罰則規定の趣旨、考えです。

その包括規制のもう一つとしては、皆様御存じだと思いますが、脱法ハーブというのありましたね、脱法ハーブ。当初、警察、取り締まりの方は、中に含まれている薬品を個別に規制した。その規制をすると、その成分を変えたものが次々と出てきて、結果的に脱法ハーブというものは規制できなかった。その後どういうふうにしたかということ、ある薬物類を人間の体に入れたときに、ある種の興奮状態、ある種の体の変化を起こすものという包括的な規制をして、中に入っている薬物云々は問わないというやり方をとって、現在はその規制に効果を上げているということでございます。

私たちは、倫理違反をしてはいけません。その一切の倫理違反といいますが、町民の皆さん方が暮らしていられる普通の生活をしていれば倫理違反に問われることはありません。やはり普通の皆さん方、町民の皆さん方から、あれは議員としてあるまじき態度だ、許されない、そういう行為をしてはならない、そのことを、今後何が出てくるか分かりませんので、そのことを、細かい物事を列記していくというのは、あえて網の穴を大きくして、そこから落ちていく規制の対象にならないものをつくり、結果的にまた将来混乱することがあってはならない、それが私のこの包括規制として提出した理由でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 政治倫理の場合は、やっぱり包括規制ではなかなか難しいんじゃないかと私は思っています。議員は、議会とか委員会でどういうふうな発言をするかとか、そういうところでのいろんな立場だったりいろいろ問われることは私も十分理解できます。

また、この政治倫理を菊陽町がつくった最初のころは、私自身も議員でありましたけれども、やはり入札などの問題で、議員の兼職の問題とか、そういう具体的な政治倫理に対する物差しというのがありましたけれども、今回の提案では、今後何が出てくるか分からないから、不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為をしてはならないということで大きく網をかけるんだということでしたけれども、例えば議員の議会や委員会でのいろんな行動に対しての一定のやっぱり規制というのは今でもあると思うんですけども、私はそういうところは問われるべきだというふうに思いますが、この疑惑、それも疑惑ですよ、不正の疑惑を持たれるおそれのあるというならば、本当に何か幅が広くなり過ぎて、議員同士がするわけで、ほかの市町村と違って、第三者機関が公平に見るわけではないので、やはりこれは問題ではないかというふうに思いますが、議会と委員会、そのほかの区別をどのように北山議員はつけておられるのか、この点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 繰り返しになりますが、このことを定めるのは、政治倫理審査委員会が立ち上げられて、その中で審査しますよね。そこには9人の議員がおりますので、その事例に基づいて審査されますので、恣意的に運用されるということは当たらないかなと、そのように思

っております。

さらに、そのおそれのある一切の行為云々ということに疑問を持たれてるかもしれませんが、言葉をかえれば、町民の皆さん方が暮らしていると同じような倫理観を持って、節度を持って暮らしていれば、生活すればといたしますか、その職務に当たっていれば、何ら問われる問題はないんです。これは町民の皆さんに対する条例ではございませんので、我々が議会の議員のためだけの条例ですので、町民の皆さんに対して襟を正して、疑われる、そのことをもって自らの行動はやはり振り返ってみななければいけないという自戒を込めて、日々の生活といたしますか、日々のその議員活動に励んでいくべきであるということで、個別規制ではなく包括規制にしたということでございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 3回目です。そしたら、この政治倫理条例は、例えば議会や議場のことだけではなくて、それ以外にも大きく関係するということを北山議員はおっしゃってるのかなというふうに思うんですけれども、その辺では、やはり一般の生活しているところも、議員としての品位というのは、その前段で高い行動規範を守る義務を負うということがありますので、今の一切の行為のところは、具体的な中身はほとんどなくて、その委員会で判断すると、審査委員会で判断するということですが、その審査委員も議員なわけですよ。そこでは、やっぱり公平な判断ができないんじゃないですか。そうであるならば、こういうふうに解釈で広範囲でするのであれば、やはり第三者機関などを設けてすることがやっぱり一方でない、私は担保できないのではないかと懸念をしますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 私たちのこの仲間の議員が恣意的に判断をされるということを前提に何か申し上げてるような気がしますが、僕は、整理倫理審査委員会にもう入った方々は、その当該議員、指摘された議員の倫理基準ということについては、やはり厳正に見ていく、それこそ一人一人の議員の良識を信じていかなければ議会全体の運営はできないんじゃないんでしょうかね。僕はそれは前提としてあってしかるべきかなと思います。

（16番小林久美子君「はい、分かりました」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 1点だけ質問いたします。

自治法の第134条及び第135条、これは議員に対する処罰を科することに対する規定でございますけれども、この法をよく読んでみますと、この議員に処罰を科することができるのは、議場内、つまり少し具体的に言えば、本会議、それから委員会、あるいは全員協議会も正式会議になりましたのでそういう全員協議会、そういう中で、不正の行為、正義が整わぬ行為ですね、不正の行為があったときに、議会としては処罰を科することができると、こういうふうな組み立てになっていると思います。その議場外のことについては、これはあくまでもいろんな

法がございます、刑法、道路交通法とか、あるいは軽犯罪法とか、そういったものによって裁かれるべきもので、この議員については、処罰の規定はその議場内のことに限るというふうに私は考えておりますが、その辺について、北山議員がこの134条から135条を尊重するというふうにこの政治倫理条例に持ってこられた、それはどのようなお考えでそうなされたのかお聞きします。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） この最後の15条第3項で、議会の措置を、何をするのかということを確認にするということで、134条及び135条ということを入れました。これは地方自治法の中では懲罰の動議になっていますね。ですから、私たちは、議会の運営、議員として政治倫理を守ると。今回の私の提案の中の15条を見ていただいて、16条の分を15条の第2項に入れました。本来の16条を15条の第2項に入れたんですけれども、そこの中では、「町政に対する町民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする」ということで、この文言的には僕はそのまま認めるべきだと思います。辞職手続をとらなかったときに、議会としてのやはり判断を今回の事例でいろいろ町民の皆さんから求められたというその現実があった。本人は、性善説に基づいて、辞職するしないは法的拘束力がない、これも先ほど来言っているとおり、地方自治法の欠落してる部分です。確かに我々は選挙によって、住民の皆さんの選挙によって信任されてここにおります。そして、町民の皆さんを代表して議事の判断を我々がしているということです。ですから、政治的な目的ではやめさせることができないというのは、先ほどの趣旨説明のときの斎藤隆夫氏の事例でも申し上げたとおりです。

しかし、政治的な、その職務とは本来に関係ないような不祥事のことについては、やはり議会の多数の意見ということ突きつける、決議する必要があると私は考えました。その結果、適用するのかどうかということについては、そのときの倫理委員会、あるいはそのときの議会の判断ということにしたいと思います。

罰則規定を設ける本当の意味は、次の犯罪や不祥事の予防のために罰則規定って設けてますよ。道路交通法での罰則もそう、刑罰もそうです。そして、道路交通法の場合は反則金でしたかね。自治体で言うならば過料というのがありますが、いずれにしろ何らかの罰則規定を設けることによって、次の犯罪行為、あるいは今回の場合、倫理条例の場合は次の不祥事を防ぐ、そのために私たちは、もし倫理違反行為を、著しい倫理違反行為をしてしまったときには、議員のほかの皆さん方の総意として、この地方自治法第134条及び135条の範囲のことを突きつけられる、そのことを今から考えたら、身を引き締めて議員生活を送っていこう、そういうことが目的です。この135条の規定にのっとって、最高除名になることを目的にしているわけではありません。町民の皆さんに対して、我々は何か不祥事を起こしたときに、辞職勧告ではなく、議会の決議として除名という現実を突きつけられるおそれがあることを胸に抱いて、そういう行為を一切しないようにする、町民の皆さんに対する我々議員が示す倫理観の発意としてこの議案を提出している次第です。

したがって、135条の質問は、除名というところを繰り返し言われていることだと思いますが、除名になることを目的としているわけではありません。そこに至らないために我々の襟を正そうということですので、よろしく御賛同いただければと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 北山議員の言われるところは、意図されるところは分かるんですね。議員である以上は、本当に高い倫理性を持って日常生活からきちんとしなくちゃいけない、もう全く当たり前のことですね。

だけど、先ほどから出てますように、小林議員と多少ダブりますが、この不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為という規定がありますですね。これは、今我々は背景があって、ああ、こういうことで出てきたかということは理解できますけれども、しかしこれが10年、20年たって残っていくわけですから、そのときにこの条文が残っておって、仮にの話ですよ、仮に厳しいその議会内の対立等があった場合に、これが拡大解釈をされないという保障はどこにもない。だから、そういうことが1つございます。そこはどう考えてらっしゃるのか。

要するに、北山議員が一生懸命、今、もう二度とこういう問題起こしちゃいけないんだという気持ちは分かりますけれども、しかしそのことの余りにこういう条文を残して、将来これがどういう形になって出てくるか、その辺は想定されたのかどうか、それが1点。

それから、その134条、135条、罰則規定を持ってきてらっしゃいます。重ねてお尋ねしますが、政治倫理条例というのはどういう性格のものとお考えか、それとこの処罰規定が適合するものであるかどうか、もう一回お答えをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） その20年先のことを聞かれても、その20年先、私はここにいるかどうか分かりませんので、それはそのときの議会の判断ということで、それは、それこそ私は、選ばれる議員の良識は信じてるつもりでございますので、それはもうそのとおり、ちゃんときちっとした形で運営されていく、そのように思っております。

それから、罰則規定のことについて再三のお尋ねですが、これは地方自治法上は、92条の2項、兼職の問題であるとか、または127条の議員の資格の問題とか、そういうときに、刑罰なり、自動失職をするということ以外のケースの場合は当該議員が定めると。その場合、3分の2の賛成が必要だとかいろいろ規定はあります。これは地方自治法上に載ってる規定です。懲罰もそうですけど。その中で、除名なり資格の喪失というようなことがあった場合は、当該議員は、市町村の場合は都道府県、本町の場合ですと熊本県の方にその結果の裁定を依頼して判断を仰ぐことができる。その県の裁定について、改めて同意がない場合には、裁判に訴える、最終的なものは司法が判断するというのは地方自治法の中の一貫した考え方です。したがって、もし仮に倫理違反事実をした議員が将来出てきて、それがこの条例が適用されて、最高除名というふうな判断になった場合であっても、県の方に、あるいは司法の方に、自分のそのことに対しての最終判断を客観的なところで仰ぐことは可能でありますので、この町議会の中で

恣意的に判断されたことが全てでそのことが進むということではございませんので、それは議員の身分はその自治権の中で守られていくと思っております。

(17番甲斐榮治君「政治倫理条例と罰則の関係です」の声あり)

政治倫理条例の中に罰則規定をかけることは、熊本市、福岡市あるいは八代市、それらの市でも同じように、134条、135条という形である程度の罰則規定を入れている条例ができ上がっております。それを適用したかどうかの事実についてはちょっと調べておりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 申し訳ございません、今の分でちょっと訂正よろしいですか。

熊本市や久留米市は、確かに134、135はつけております。ただ、それは前項に違反した場合ということで、前項は、先ほどの、私どもで言うなら、現状で言う16条です。いわゆる熊本市の場合は贈収賄罪等確定後です。それによって、辞めない場合はその2項でそのように規定をしておりますので、今北山議員がおっしゃった説明はちょっと、北山議員が、すみません、議長がしゃべるといかにとですけど、誤解がないようにちょっと、今質問にされてるのは、その4条に対して違反が認められるとき、今回上げておられますので、熊本市や久留米市とは若干違うように思いますが、そこはどう思ってらっしゃるかもあわせてお願いします。すみません。

○9番（北山正樹君） その熊本市、福岡市、いろいろな市で、その中で、刑罰が確定したときというものが括弧書きでありましたよね。要するにそのことをおっしゃってるんでしょう。

○議長（渡邊裕之君） そうです。

○9番（北山正樹君） ですから、今回の、ちょっとたびたび坂本議員のことを例に出して申し訳ありませんが、坂本議員は飲酒運転で検挙されましたね。正確なことは知りませんが、行政処分的には確定してませんか。ですから、確定されたことであればこれは適用できる、僕は判断して提出いたしました。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） また討論のときにも申し上げますけれども、この政治倫理条例というのは、議員の職務権限に関して拘束をかけてるというふうには私は思っております。今熊本市が出てまいりましたけれども、私たちの政治倫理条例と熊本市の条例というのは少し違う。熊本市の場合には、先ほどからちょっと出たと思いますが、第三者が入る、しかも市民から請求があった場合に審査会が成立すると、審査会に第三者が入るという性格のものです。ですから、多少厳しいことにもなってるかと思いますが、私たちの場合には、あくまでも町民からのこの請求、審査請求はできません。実は、これが成立する過程で、行政、町の執行部側とも一緒に条例をつくりませんかということも申し上げて、しばらく交渉はしたんですけども、町の方の事情で、一緒につくるというのはできなかったという事情がございます。したがって、その議員の政治倫理条例という形になってます。

ですから、これは、私たちの政治倫理条例というのは、特別委員会、議会で言えばその特別委員会に当たる、第三者が入らない、そういうものですね。ですから、そこにはなおさらのこと、この罰則規定は入らない。というのが、その罰則規定の運用次第では、これはやっぱり議会内の争い等に使われかねない側面がございます。ですから、そこは用心深く避けてるというふうに思っています。

それで、質問ですが、その、例えば熊本市の場合でも、今ある議員が、その政治倫理を問われて、辞職勧告を今度2度目受けるんですかね、何かそういう予定になってると聞いてますけれども、熊本市でも、かなり厳しい規定を持つとって、なかなか処罰を科すことは今のところできてませんですね。その辺は——辞職ですね、辞職勧告ができるだけで、そこは実現できてません。その辺は北山議員はどのようにお考えでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） まず1点、政治倫理条例は職務権限に限ってという、存在するという趣旨かな、そういう質問が1問目でした。

政治倫理条例が職務権限だけに限るという考え方は持ちません。町民の皆さんからは、議会は、今回の不祥事のことについても、政治倫理の云々について広く私のもとに伝えていただいた方々がいっぱいございました。したがって、議員というのは、町民の皆さんに対して範を示すということに関して、やはり町民の皆さんはそういうことをベースに我々の倫理基準を考えてらっしゃるということが背景にありますので、職務権限に限るという考え方は少し狭い考え方ではないかな、そのように考えます。

第2に、北口議員のことについてだと思いますが、私も、なぜその熊本市の条例があるのに、議会が昨年全会一致で可決をしているのにこれが発動できないのかと、そのようなことを伺ってみました。熊本市の議会事務局の方は、非常に言いづらい、検討しづらいような雰囲気でしたが、各会派の考え方によって、どうもそこから先の統一行動はとれていないとかのような発言でした。具体的には12月議会で何らかの動きがあるかもしれませんのどというようなこともおっしゃっておられましたね。

要するに、僕は何回も何回も言ってるんですけども、その政治倫理基準というのは我々18人の議員だけの倫理基準ですよ。私たちが町民の皆さんに対して議会活動をするときに、議員活動をするときに、もし万が一、倫理基準的な行為をしてしまったら罰も受けますよと、そのことを今ここでもってちゃんときちっと条例として載せますよと。その裏返しとして、二度とこういうことは起こしませんというようなことを町民の皆さんに確約するという意味でこういったものをつくったわけです。熊本市もどうするのか分かりません、そりゃもう、熊本市の市議会がやることですから。ただ、熊本市のこの条例を載せたことも、もし何かあったときにはこういうことが適用する、つまり処罰を受けるということを覚悟して皆さんが議員活動されている。その覚悟のあらわれだと思っております。私たちもその覚悟を示すべきであると思って、この議案として提出いたしました。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

吉山哲也君。

○8番（吉山哲也君） 北山議員に質問をいたします。

政治倫理条例の改正案のこの第4条についてですけども、新旧対照表でいきますと、第4条の1項から8項までというふうになっております。現行法が第4条の第1項が第1号から第4号までございます。これはどうなっていくのかということ、ちょっと改正後の状況でちょっと分かりにくいかなと思いますので、その辺の確認と。

もう一つは、第4条について、この1項、2項の追加の趣旨というところでお聞きをしたいと思えます。

といいますのは、その前の第2条に、議員の責務ということで、1項、2項という現行の方で規定があります。それとの関係性で質問をいたしたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 私が提出したものの第3項は、以前は第1項ですけども、これはもうこのままの内容で適用されるものと、そういうふうに思っております。

それと、第2条に議員の責務というものが載っていて、そここのところの焼き直しではないかというような御質問なのかなと思うんですが、あくまでも整理倫理違反を問うときには、第4条の政治倫理基準に対して問うという形になっておりますので、第2条でいかなものかという行為があったとしても、その第4条に載ってないと、その倫理違反という形に対してのその俎上に上がらない、そういうおそれがありましたので、ここは倫理条例の不備と私は考えましたので、第2条で議員の責務をしなければいけないわけですけど、もしその事例に違反した場合には、基準に照らして処罰の対象にする、処罰といいますか、倫理違反の検討の対象にするということにしたつもりでございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

吉山哲也君。

○8番（吉山哲也君） 今の答弁からしますと、現行法のこの第1条第1項の文言から、1号から4号まで、第1項1号、2号、3号、4号、これはそのまま残るということでいい。

（9番北山正樹君「そうですよね」の声あり）

はい。もう一つ、では続きまして、4条の趣旨については分かりましたんで、もう一つ。第15条ですけども、現行法では、議会の措置ということと、第16条で、職務関連犯罪による有罪確定後の措置ということで明文に記しておりますけども、これをあえて同一条項で規定をされると。現行法の方が明確であって分かりやすいのかなというふうな15条の総合的なところからの質問です。

もう一つ、最後の3項のこの自治法134条から135条の趣旨を尊重し、これを適用するものとするという、このあたりのこの総合的な第15条の1項から3項のこの関係性みたいなものを少



し説明をしていただけますか。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 以前の16条と15条の関係ですけども、以前の15条で、議会の措置、「議会は、被請求議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする」として、つまり、まず議会の措置が最初に来て、15条で最初に来てるんですよ。16条で、もう最初はちょっと省きますが、「町民全体の代表者として品位と名誉を守り、町政に対する町民の信頼を回復するため辞職手続をとるものとする」というのが16条。僕の感覚だと、15条と16条は逆なんですよ。まず、倫理違反をされたとする議員がいて、その違反が確定したといいますか、そうなったときに、まず当該議員が辞職するかしないかを先に決める。そして、辞職をしなかったときに、じゃあ議会はどうするという流れで、私の改正案としては、15条に、その16条は、僕は辞職手続をとるというのは、考え方としてはこれはこのとおりだと思いますので、15条は全体としてはその処分のことが載せてありますから、15条の第2項に16条のそのまま移して、現在ある15条の第2項を第3項に移して、処罰規定を、辞職しなかった議員に対しては、ある程度の議会の多数による処罰、あるかなしかの決議をするという内容にしたものでございます。よろしいでしょうか。

（8番吉山哲也君「はい」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 先ほど質疑でも行いましたけれども、発議第5号なんですけれども、なかなかやっぱりこういう問題は慎重にすべきだというふうに思いますが、幾つか意見を述べます。反対討論です。

1つは、議員は常にその品位及び名誉を損なうような行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為をしてはならないということで、具体的にはどういうことを指すのか、例えば議場内なのか外なのかということもありますし、そういう質問を行いましたけれども、北山議員の方からは、具体的には町民と同じような倫理観ということで、議員が恣意的に審査会等で運用することにはならないということで、20年後には自分はいないということでも言われましたけれども、ということは、かなりやはり漠然としている。私は、例えば今度どういうふうになりましたかって聞かれた場合、町民の方に、今2で言ったような一切の行為をしてはならないというのは具体的にどういうことですかって聞かれても、それは町民と同じような倫理観としか答えようがないというのでは、ちょっとやはりいかなものかというふうに思っています。

議会が今まで辞職勧告等をして辞職をしない議員がいるのではないかと、そこを改善したいんだということは分かりますが、やはり今私たちの持っている町の議会、政治倫理条例の一部を改正するだけでは無理があるのではないかというふうに思います。やはりそういうふうに辞職をしない場合に辞職をしていくとかということを決めていくのであれば、やはりこの政治倫理条例そのものも全体として見直す必要があるし、私は、議員だけの政治倫理審査会では不十分で、やはりそうであるならば、第三者機関などを設けるとか、そういうことを入れないといけないのではないかというふうに思いますので、反対をするものなんですけども。

まとめますと、やはり解釈次第で幅があり過ぎる内容がやはり問題であるということと、本当にそのもっと懲罰なり、辞職なりいろんなことをする場合には、やはり第三者機関等を入れないと、今の政治倫理条例ではやはり無理があるのではないかということでこの提案に反対するものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。賛成討論の方。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 発議第5号菊陽町政治倫理条例改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今度、議会議員政治倫理条例の一部改正が提案されているということで、今の条例を読み返し、平成24年の3月の議会の会議録を引っ張り出して読んでみました。今の政治倫理条例は、平成11年に制定された政治倫理条例を平成24年3月議会に大きく改正したものであります。その後、平成24年9月にも一部改正をしていますが、このときの改正は大きな改正ではありません。平成24年3月の改正のときの提出議員は、代表者坂本秀則議員です。賛成議員は、吉山議員、渡邊議員、甲斐議員です。梅田元議員外1名となりました。このとき、提出議員の代表者は坂本秀則議員ということで、福島知雄元町議の間での最高裁の判断まで引っ張り出して議論がっております。また、当時の副町長の中富さんも、条例が施行されたとき実務として発生するおそれがあるということで、幾つかの法的質問をし、そのときの坂本秀則君も懸命に答えておりました。

つまりこの条例の改正のときは、議会議員の政治倫理、道徳について真剣な議論がなされているし、条例の適用に当たって、疑問を解明しようとする姿勢があり、一定の評価が出ると私は思っています。そして、その政治倫理条例の改正後、12月、福島知雄元町議と佐藤竜巳元町議の政治倫理審査会を立ち上げたという歴史があります。この条例改正議論の締めくくりのところで、甲斐議員はこのように言うておられます。この政治倫理条例は、坂本議員が言ったとおり、議会内の申し合わせ程度である。この政治倫理条例は、平成11年に出されてから休眠状態にあったので、その状態を施して、足りないところを補って、まずは我々が議員をただそうではないかというところに検討をされたということです。小さな詰めの甘さとかが残っている、このように発言をされております。

そして、小さな詰め甘さが残っていたからでなく、別の理由で今回の政治倫理条例を改正しなければなりません。今回の政治倫理条例の一部改正の内容は、大きく1つ、議員たる者は、高い倫理観を持って、この政治倫理基準を守らない者は懲罰に科するというものです。これは当たり前の常識です。条例でわざわざ決めなければならないようなことではありません。なぜこのような規定が必要なんですか。それは、町民の誰もが議員に求める倫理的行動、道徳的行動を忘れていた議員がいるからです。だから、社会一般の常識を条例の中に追加しなければならないのです。そして、悪いことに、このように議員が町民から信頼をなくしてしまいます。そして、その議員だけが信頼をなくすならばいいんですけども、また議会全体、政治全体の信頼をなくすことにもなります。

10月24日、議会と区長会との意見交換会がありました。そこで出た皆様の質問や意見、11月22日飲酒運転撲滅町民大会があり、会場での町民の皆様の声は、議員と議会に対する不信に満ちていました。今は、町民と行政が一丸となって熊本地震復興を進めなければなりません。町民からの信頼が一番必要でございます。

私は、町民の不信をなくし、信頼を取り戻す第一歩として、この議会議員政治倫理条例の一部改正を可決しなければなりません。そして、この上で大事なことは、この条例を使わなくてもよいような議員になる議会にすることです。政治倫理基準を守れなかったら、自分で自分の処分をするということです。それが議員であると思います。

最後に、渡邊議長に申し上げます。議長は、議会を代表して、議会の意思を表明するものです。率先垂範として、議長として議会の意思を表明していただきたいと思います。

以上、議会議員政治倫理条例一部改正に対する所信を申し上げ、私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 発議3、4、5に、今回5号ですけれども、3、4に関連して反対ということで討論をさせていただきます。

私ども議会議員が町民の負託に応えるということは当然のことであり、議会としての役割として議員としての役目を果たすということも当然のことです。そういったことに何らかの問題、また課題がそのときそのときに生じた場合は、やはり改正なり、条例の制定、新たな条例の制定をするのは当然であります。しかしながら、今回の条例の制定には大変な手順の誤りがあると思います。それは、発議者が提案されること、これは本当にいいことでもありますし、勇気のあることでもありますし、賛同するものでありますが、その手順といいますか、今日のこういった議会内の討論、質疑見てみますとわかりますように、全協なり、議員連絡会なり、各勉強会ですのようなことを長々とされて、何が何か分からんようになる、そして採決においても僅差、私どもが私たちのためにつくる条例が、全会一致でなくて、そのようなことがあって、本当に実効性のある条例が制定できるものか、やはり疑問であります。これも、やは

り手順、やはり議会の私どもの、渡邊議長、27年に活性化特別委員会、そのまま継続されております。そういった中でも、ちゃんと問題を提起されて、それ、今日の発議者であります北山君と一緒に、全協なり議運なり、議長と相談をされてやはり進めていくべきであろうかと思えます。議長が知らないところでこういった臨時議会が行われる、大変にそういったことこそ私は問題があると思えますので、ぜひそういうことをやめていただくようお願いしたいと思えますし、やはり何をするにしても、やはり真剣に取り組むためには手順が大事であるということを私は強く申し上げたいと思えます。

そしてまた、2点目に、11月25日の全協のときに、私ども、全協、初めてその文書を、条文化された文書を見まして、先ほどもありましたように、副町長と法制係の中島君が来ておりましたけれども、やはりそういう場面は、やはり発議者である北山さんが、議長とその活性化特別委員会の委員長らと相談して、そこで関係する事務の中島君なりとちゃんと意見のやりとりをして、それを全協なりでみんなに図るという手順を踏まないで、もう副町長がこれなら告示してもいいだろうというような案文を出される。本当にこれは議会としての手順から大いに外れていると思えますので、それはぜひ今後も改めていただきたい。

そういうことで、この3案とも、私は手順に不備があるということで反対とするものであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） それでは、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

理由は、4つの点からでございます。

今回の条例変更は、議員そのものの政治倫理基準を守る義務や被請求議員の責務と議会の措置ができる範囲を明確にしたもので、町民に対する責務を変更するものではないということです。

2点目としまして、会議規則や条例の変更ができるのは議員しかできないということです。皆さん御存じのように、飲酒運転の罰則も、いろいろな事件があり、全国の皆様からさまざまな意見や、現状に即していない、なぜ被害者だけが亡くなったり、痛い目に遭わなければいけないのかとの声に応え、本年6月20日から自動車運転死傷行為処罰法第2条違反で、致死の場合1年以上の有期懲役（最高20年）、致傷の場合15年以下の懲役と、その都度改正されています。

また、現行の法律の中にはいろんな矛盾があるのは皆様も感じているのではないのですか。今回、政治倫理条例にないのであれば、条例を変更して、議員そのものの義務と責務を設けたらよいということです。

3点目としましては、今回の条例変更が成立し適用されると、懲罰で最高なのは除名となり、当該議員は議員の身分を失うこととなりますが、本人が不服があり裁判を起せば、最終

的に決定するのは司法の場所となるという点です。

4つ目としまして、これが最も重要なポイントですが、町民の皆様の声にどうやって応えるかでございます。菊陽町議会は、昨年、本年と町民との語る会を実施させていただきました。その中で、何でやめないのか、民間だったら首で職を失うのに、議員はやめなくて済むなんて不条理だし、それを現行法では何もできないと手をこまねている議会は役に立たない、何とかできないのか、変更はできないのかとの声がありました。町においては、町民からの申し出で条例を制定いたしました。議会においても、現行の条例を変更して拘束力を設けるしかありません。先週も、ある会合に参加したとき、あの人はまだやめないんですか、何ですか、この前も議会で問題があったみたいですが、菊陽町議会はどうなっているのですかと質問を受け、回答するのに苦慮いたしました。

今回の条例を可決して、町民の皆様に応えるためにも、各議員の賛同をいただけることをお願いして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありますか。

吉山哲也君。

○8番（吉山哲也君） 私は、反対の立場で討論させていただきます。

いろいろ追加の趣旨というようなところから先ほどお尋ねをしたところでもありますけども、この改正案、各条項ですけども、現第1条あるいは第2条、ここに規定されておりますその内容と重複するのではというふうに考えます。また、15条というところについては、現行の15条、16条でこういうふうに明確に規定ありますので、この運用というところで対応できるのではないかと、そういうふうに考えております。

そういう部分で、この改正案の各条項ですけれども、この政治倫理条例の構成、方向性というふうに一言で言えばなるかと思いますが、このあたりをちょっと総合的に考えていくと、少し無理があるのかなというふうに考えます。そういったところで、現時点でのこの改正案については反対の立場で討論をいたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 私は、発議第5号について賛成の立場で発言いたします。

我が家の今朝の食卓におきまして夫が言いました。「なんばしよつか分からん、最近の町の議会議員は」と、そういう話をよく聞くと夫が言いました。それに対して、もう本当に残念で、涙が出る思いでした。一生懸命頑張っている議員さんたちがたくさんいらっしゃる中において、町民のある一議員がしたことによってそれほどまでに侮辱されなければならないか。この「なんばしよるか分からん」という言葉は、もう私たちにとっては本当侮辱です。ですから、そういうことを言ってもらわないためにも、私たちはやっぱり努力しなきゃならないと思います。

ということは、この文書化しないと本当にそれができないのであれば、文書化して、明確にして、町民の皆さんに知らしめる。誰でも税金を払いたくない。その税金をいただいているわけですから、ですから私たちは常に襟を正す。私は、議員になってからは4つの目で生活しています、前2つ、後ろ2つ。誰が見ているか分からない。常に自分と議会議員として頑張らなければならないという立場で頑張っておりますので、まだまだ頑張りようが足りないとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、それでも自分なりに一生懸命頑張っております。今後も頑張ります。ですから、その点からしても、この文書化というのは私にとってはとても大事なことだと思っておりますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 私は、発議第5号に関しまして反対の立場で討論をさせていただきます。

ただいま那須議員がおっしゃいました文書化という話がございますけれども、先ほど第3号でも話しましたが、全て3号、4号、5号、法律が絡んでまいります。そういった中で、もしも法律的に考えてだめだということであれば、これは再議にかかって、また執行部の皆様方に御迷惑をかけるということになろうかというふうに思います。

賛成議員の方々の御意見は、先ほども申しましたが、ごもっともでございますが、ここで都市政策研究所北九州市立大学の岡本先生という方が記された文章がございますので、少しだけ御説明をさせていただきます。

政治倫理条例においては、独自の倫理基準や遵守事項を定め、住民に調査請求権を付与している背景には、議員の懲罰について定めた地方自治法134条の限界がある。地方議会が議員を懲罰することができるのは、当該議員がこの法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した場合である。議員の議場外の行為であって、しかも議会の運営と全く関係のない個人的行為は同条による懲罰の対象とはならないとする判例があったようでございます。最後に、政治に携わる者に対しては、高い職業倫理とそれに基づく行為基準が求められる。しかし、それはあくまで倫理上の問題であり、法律や条例で強制すべきものではない。政治倫理条例は、住民に疑惑の念を生じさせないための外観を保守しようとするものであって、懲罰をもって倫理を遵守されるものではないというふうに締めくくられております。

この文章から考えましても、そして私先ほど申しましたが、弁護士の方ともお話をさせていただきました。そういったところで、これはひょっとしたら法に触れるかもしれないという今回の3案でございますので、これを賛成するわけにはいかないというところで反対の討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 私は、発議第5号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

法的にどうかという御意見もあっておりますけれども、それについても、どう解釈するのかということであるのかなというふうに私自身は考えておりますので、明確に違法であるとは思っておりませんし、そもそもなぜこのような政治倫理条例の改正を発議するに至っているのかということにつきましては、ここについても慎重にもっと議論するべきでないかというような話もあっておりますが、しかし、昨年の6月議会から、もうやがて1年半ということになります。その間に、町民の方々から、議会は何をしているんだという声もやはり多く聞こえてまいります。私が特に記憶してるのは、昨年6月の翌月7月、町民と議会の語る会において、多くの方々から同じように、やはり議会は何をしているんだと、どうするんだというような声があったのでありますし、それ以降もそのような声を多く聞いております。そういった町民の皆様方の意見に応えるという部分において、ここはやはり我々が自分自身を律していかなければならないということかというふうに思っております。

もちろんその解釈というところで、懲罰が乱発されるんじゃないかというようなこともありましたけれども、議会の議員の3分2以上が出席して、その4分の3以上の者の同意がなければ、懲罰、そして除名にはならないということでもありますし、そういったところは一人一人の議員がきちんと考えてやるべきことだというふうに思っております。

私は、この倫理条例の改正というものは町民の皆様方の声に応えるものであるというふうに考え、発議第5号に賛成いたします。

以上といたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 私は、反対の立場で討論をしたいと思います。

2点ございますが、1点は、先ほど小林議員が指摘されました一切の行為というところですね。質問のときも申し上げましたように、この条例というのはずっと私たちの後も引き継がれていくべきものであります。そのときに、解釈が、先ほど大久保議員も解釈云々と言ってますけれども、解釈が曖昧な状態でこれを文書を置いておくというのは大変危険性があると思います。いろんな目的で使用される可能性があるということですね。

倫理条例の目的をちょっと読みますが、現在の菊陽町の政治倫理条例です。「この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、菊陽町議会議員がいやしくも自己の地位による影響力を不正に行使し自己の利益を図ることのないよう、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって正常で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする」、目的はこう明確に書いております。ですから、これは我々の職務上の権限、そういったことに関連して、町民から信頼を得るような、そういうことをしなくてはいけないということであると思います。

もちろんこの、先ほど上田議員がおっしゃいましたが、この条例が完璧なものであるとは思っておりません。不備が幾つもあるかというふうには思います。それは、しかし、大塚議員がおっしゃったように、一定の手順を踏んで、できればこの議会の諸規則についてはもうほぼ9割以上が賛成という形にまで持っていくという丁寧な途中の討論が必要であるというふうに思いますが、今回はそれはございませんでした。この一切の行為についても、ここで議決をされて、多数決で仮に通ったとすれば、将来これは禍根を残すというふうに考えます。それが1点です。

それからもう一点です。政治倫理条例の性質は、今から述べます4点に集約されるというふうに思います。これは奈良市議会の問い合わせに対する3人の奈良県の弁護士さんの回答であることを申し添えておきます。

まず、第1番目、政治倫理条例は議員に対する倫理基準を定めるものである、これはこのとおりで。それから、倫理基準は努力義務にとどまり、制裁規定を定めるものではない。倫理基準違反に対しては、市民による統制がなされる。それから、市民に対し、政治倫理に関する情報公開制度を提供し、上記の統制を実行化させるものであると。つまり簡単に言いますと、政治倫理条例というのは情報公開制度の一環であるということですね。制裁規定とは全く縁がないものです。

請求があった件について審査会を設けて審査をし、それを議長に報告として出し、議長はそれを公開しなければならない。そして、有権者は、その公開されたものに対してどうするかという、ここで言う「統制」という言葉使われてましたけれども、例えば次の選挙でその議員には、この政治倫理条例にふれた議員については投票をしないとか、最後に決めるのはあくまでも有権者であります。これが政治倫理条例の本質であると。一昨年、これを一部改定するとき、その辺の議論は一生懸命にしましたので、よく覚えております。

それで、こういう観点からしますと、菊陽町議会議員政治倫理条例というのは、その目的として、議員の職務権限に基づいた不正行為の禁止を規定しております。それ以外の日常行動については努力義務としているにすぎません。先ほど上田議員等もおっしゃってましたが、一生懸命日ごろからやっぱり倫理的には注意しながら生活しなくてはいけないと、それ守らんのはけしからんのだと、それはもうそのとおりであります。例えばドメスティック・バイオレンス、家庭内暴力などの日常行動における不正については、これは政治倫理条例の対象ではない。それは、ほかの法令によって罰されたり措置が設けられるということです。例えば道路交通法による処罰を受けた者に対しては、もう一度処罰をきちんと受けて、免許停止とか罰金とか、そういうのを受けた者に対して議会がさらなる処罰を科せば、これは二重の処罰というふうになります。法第134条及び135条、これは先ほどの罰則規定でございますけれども、これを政治倫理条例にも適用することは違法であります。百歩譲って、文章を書き込むということが先ほどから言われております、心がけとして。その倫理上の、何といいますか、ブレーキといいますか、そのために書き込むということも言われておりますが、それは分かります。しか



し、百歩譲って、仮に書き込むことに違法性がないとしても、懲罰が現実に執行されれば明らかに違法であります。

こういったことについては、ここでの議決がどうなるかまだ分かりませんが、可決されれば、いずれまたこれは法的な判断を仰がなくてははいけない。行政訴訟法というのもありますので、その辺できちんとしなければ、後世に誤った条文を残すというふうなことになります。

まとめですが、皆さんが、賛成議員の方もおっしゃっております、きちんとしてはいけない、それから議会の信用も回復しなくてははいけない、よく分かりますし、私もそう思っております。しかし、そのためにじゃあ何でもやっていいかと、それはちょっと違います。議員であるならば、法をきちんと調べて、そしてその法の範囲内でできることをやらなくてははいけないと、そういうふうに思います。これは法を超えていると思いますので、反対でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成28年第4回菊陽町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時42分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議員 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 中 岡 敏 博

菊陽町議会議員 吉 本 孝 寿

菊陽町議会会議録  
平成28年第4回11月臨時会

平成28年11月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代)(096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919